

令和 6 年第 1 回
大崎市議会定例会追加議案

令和 6 年 3 月 4 日提出

大 崎 市

目 次

報告第	4 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）……………	1
議案第	3 5 号	令和 5 年度大崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）……………	2
議案第	3 6 号	令和 5 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	10
議案第	3 7 号	令和 5 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	12
議案第	3 8 号	令和 5 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	14
議案第	3 9 号	令和 5 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	16
議案第	4 0 号	令和 5 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）…	18
議案第	4 1 号	令和 5 年度大崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）……	21
議案第	4 2 号	令和 5 年度大崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）…	23
議案第	4 3 号	令和 5 年度大崎市病院事業会計補正予算（第 4 号）……	25
議案第	4 4 号	大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例……………	26
議案第	4 5 号	大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………	27
議案第	4 6 号	大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	55

報告第4号

専決処分の報告について

令和6年2月19日，交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和6年1月16日午前8時50分頃，本市職員の運転する公用車が，大崎市古川千手寺町地内を走行中，信号で停止していた相手方車両に後方から追突し，相手方車両の後部を損傷させたもの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，本市職員の不注意によるものであり，市の過失割合を100パーセントとする。

4 損害賠償の額

74,453円

令和6年3月4日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 35 号

令和 5 年度大崎市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 5 年度大崎市一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177,502 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,910,590 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,196,257	290,325	16,486,582
	1 市 民 税	6,503,389	93,830	6,597,219
	2 固 定 資 産 税	7,237,256	196,495	7,433,751
11 地 方 交 付 税		18,211,863	310,261	18,522,124
	1 地 方 交 付 税	18,211,863	310,261	18,522,124
13 分 担 金 及 び 負 担 金		493,668	53,489	547,157
	1 負 担 金	493,668	53,489	547,157
14 使 用 料 及 び 手 数 料		490,404	△22,247	468,157
	1 使 用 料	413,449	△22,247	391,202
15 国 庫 支 出 金		11,587,264	△136,867	11,450,397
	1 国 庫 負 担 金	7,086,546	△227,593	6,858,953
	2 国 庫 補 助 金	4,412,511	90,726	4,503,237
16 県 支 出 金		4,464,471	3,574	4,468,045
	1 県 負 担 金	2,508,103	4,248	2,512,351
	2 県 補 助 金	1,843,570	1,814	1,845,384
	3 委 託 金	112,798	△2,488	110,310
17 財 産 収 入		138,208	164,438	302,646
	2 財 産 売 払 収 入	54,201	164,438	218,639
18 寄 附 金		999,509	28,960	1,028,469
	1 寄 附 金	999,509	28,960	1,028,469
19 繰 入 金		3,941,366	△866,099	3,075,267
	1 基 金 繰 入 金	3,905,409	△866,099	3,039,310
21 諸 収 入		1,620,648	48,568	1,669,216
	4 雑 入	928,304	48,568	976,872
22 市 債		5,818,800	303,100	6,121,900
	1 市 債	5,818,800	303,100	6,121,900
補正されなかった款項に係る額		5,770,630		5,770,630
歳 入 合 計		69,733,088	177,502	69,910,590

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		349,564	△1,800	347,764
	1 議 会 費	349,564	△1,800	347,764
2 総 務 費		8,400,748	123,099	8,523,847
	1 総 務 管 理 費	7,471,874	123,099	7,594,973
	3 戸籍住民基本台帳費	201,582	0	201,582
3 民 生 費		23,656,727	△73,667	23,583,060
	1 社 会 福 祉 費	10,879,173	△91,490	10,787,683
	2 児 童 福 祉 費	9,986,877	18,528	10,005,405
	3 生 活 保 護 費	2,776,586	△1,375	2,775,211
	4 災 害 救 助 費	14,091	670	14,761
4 衛 生 費		7,501,842	△200,143	7,301,699
	1 保 健 衛 生 費	5,386,092	△200,158	5,185,934
	2 清 掃 費	2,115,750	15	2,115,765
6 農 林 水 産 業 費		2,191,837	1,893	2,193,730
	1 農 業 費	2,055,111	1,893	2,057,004
7 商 工 費		1,768,432	△4,960	1,763,472
	1 商 工 費	1,768,432	△4,960	1,763,472
8 土 木 費		7,583,230	△89,320	7,493,910
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,966,799	△31,159	2,935,640
	4 都 市 計 画 費	2,857,808	14,041	2,871,849
	5 住 宅 費	642,493	△72,202	570,291
9 消 防 費		2,395,044	9	2,395,053
	1 消 防 費	2,395,044	9	2,395,053
10 教 育 費		6,706,148	422,391	7,128,539
	1 教 育 総 務 費	1,467,417	157,365	1,624,782
	2 小 学 校 費	643,861	294,413	938,274
	3 中 学 校 費	457,594	48,385	505,979
	5 社 会 教 育 費	1,595,852	△1,324	1,594,528
	6 保 健 体 育 費	2,381,222	△76,448	2,304,774
11 災 害 復 旧 費		1	0	1
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	0	1
補正されなかった款項に係る額		9,179,515		9,179,515
歳 出 合 計		69,733,088	177,502	69,910,590

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	市有財産等管理経費	5,720
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進事業	88
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務経費	3,674
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事務経費	11,330
3 民生費	2 児童福祉費	児童保育運営事業	4,966
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,320
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	10,997
7 商工費	1 商工費	観光施設維持管理経費	15,080
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修経費	70,370
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備道路修繕事業	92,316
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備雪寒地域道路事業	54,195
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	310,195
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本道路整備事業	141,587
8 土木費	3 河川費	河川管理費	24,025
8 土木費	3 河川費	排水路改良整備事業	93,448
8 土木費	4 都市計画費	市役所周辺整備事業	30,050
8 土木費	4 都市計画費	陸羽東線塚目駅周辺整備事業	60,020
8 土木費	4 都市計画費	稲葉小泉線改良事業	62,760
8 土木費	4 都市計画費	鹿島台駅前線改良事業	11,047
8 土木費	5 住宅費	住宅管理経費	6,109

8 土木費	5 住宅費	住宅整備事業	500
1 0 教育費	1 教育総務費	学校教育環境整備事業	199, 299
1 0 教育費	2 小学校費	小学校管理経費	11, 549
1 0 教育費	2 小学校費	古川第四小学校改修事業	273, 113
1 0 教育費	2 小学校費	小学校天井等落下防止対策事業	20, 506
1 0 教育費	3 中学校費	中学校管理経費	38, 885
1 0 教育費	3 中学校費	中学校天井等落下防止対策事業	29, 591
1 0 教育費	5 社会教育費	文化財保護経費	627
1 0 教育費	5 社会教育費	文化施設改修事業	20, 117
1 1 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公営住宅災害復旧事業	10, 318

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金 額	金 額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業	15, 712	171, 624
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	13, 773	75, 413

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市議会広報印刷業務	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	11,844
広報おおさき編集・印刷等業務	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	45,329
ふるさと納税推進業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	200,781
日本語学校ウェブサイト制作業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	3,698
児童手当制度改正・定額減税に伴う人事給与システム改修業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	4,510
汚染牧草管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	5,269
汚染廃棄物減容化業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	88,556
おおさき移住支援センター運營業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	14,428
地域おこし協力隊隊員募集業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	2,000
定額減税に伴う住民税システム改修業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	4,730
児童手当システム改修業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	4,400
児童館遊戯室等空調設備設置工事	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	64,027
狂犬病予防注射業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	7,800
市民統一清掃廃棄物処理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	9,625
空き家バンク運營業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	4,521
成人歯科検診業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	2,002
化女沼特定外来生物調査等業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	1,091
廃食用油再資源化推進業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	5,370
物産振興促進業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	17,718
観光振興促進業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	12,175
市営住宅管理業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	509,149
標準学力検査業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	5,332
医療的ケア児童支援訪問看護委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	1,180
岩出山学校給食センター調理等業務委託 (川渡小学校分)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	7,011

第 4 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅災害 復旧事業債	11,300	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
地域振興施 設整備事業	109,600	証書 借入 又は 証券 発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る政府資金 及び地方公 共団体金融 機構資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただ し、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。	81,200	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
施設等除却 事業	12,100	同上	同上	同上	11,100	同上	同上	同上
水道事業出 資事業	56,300	同上	同上	同上	49,400	同上	同上	同上
土地改良事 業	217,500	同上	同上	同上	213,700	同上	同上	同上
観光施設整 備事業	102,900	同上	同上	同上	109,500	同上	同上	同上
道路新設改 良事業	1,216,700	同上	同上	同上	1,213,000	同上	同上	同上
街路整備事 業	56,900	同上	同上	同上	83,100	同上	同上	同上
市街地整備 事業	117,100	同上	同上	同上	129,700	同上	同上	同上
住宅整備事 業	206,600	同上	同上	同上	171,800	同上	同上	同上

児童等通学 支援事業	83,600	同上	同上	同上	95,800	同上	同上	同上
学校教育環境 整備事業	4,900	同上	同上	同上	155,200	同上	同上	同上
小学校施設 改修事業	30,700	同上	同上	同上	204,500	同上	同上	同上
中学校施設 改修事業	7,000	同上	同上	同上	45,200	同上	同上	同上
体育施設整 備事業	663,300	同上	同上	同上	613,800	同上	同上	同上

議案第 36 号

令和 5 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,207 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,296 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 寄 附 金		1	79	80
	1 寄 附 金	1	79	80
3 繰 越 金		1	10,128	10,129
	1 繰 越 金	1	10,128	10,129
補正されなかった款項に係る額		19,087		19,087
歳 入 合 計		19,089	10,207	29,296

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		3,969	11,737	15,706
	1 総 務 管 理 費	3,969	11,737	15,706
2 事 業 費		15,120	△1,530	13,590
	1 貸 与 事 業 費	15,120	△1,530	13,590
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 出 合 計		19,089	10,207	29,296

議案第 37 号

令和 5 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143,487 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		21,594	△704	20,890
	1 負 担 金	21,594	△704	20,890
2 使用料及び手数料		35,372	2,598	37,970
	1 使 用 料	34,892	2,598	37,490
3 繰 入 金		84,491	△5,864	78,627
	1 他 会 計 繰 入 金	84,491	△5,864	78,627
4 繰 越 金		2,000	3,541	5,541
	1 繰 越 金	2,000	3,541	5,541
5 諸 収 入		30	429	459
	1 雑 入	30	429	459
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 入 合 計		143,487	0	143,487

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 夜間急患センター費		141,487	0	141,487
	1 夜間急患センター費	141,487	0	141,487
補正されなかった款項に係る額		2,000		2,000
歳 出 合 計		143,487	0	143,487

議案第 38 号

令和 5 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 386,041 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,174,841 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		10,836,070	△86,292	10,749,778
	1 県 補 助 金	10,836,070	△86,292	10,749,778
5 財 産 収 入		1,006	251	1,257
	1 財 産 運 用 収 入	1,006	251	1,257
6 繰 入 金		1,778,537	△366,447	1,412,090
	1 他 会 計 繰 入 金	839,177	18,996	858,173
	2 基 金 繰 入 金	939,360	△385,443	553,917
7 繰 越 金		19,253	66,447	85,700
	1 繰 越 金	19,253	66,447	85,700
補正されなかった款項に係る額		1,926,016		1,926,016
歳 入 合 計		14,560,882	△386,041	14,174,841

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		10,753,717	△390,000	10,363,717
	1 療 養 諸 費	9,216,392	△340,000	8,876,392
	2 高 額 療 養 費	1,490,656	△50,000	1,440,656
6 基 金 積 立 金		1,006	251	1,257
	1 基 金 積 立 金	1,006	251	1,257
7 諸 支 出 金		35,550	3,708	39,258
	2 繰 出 金	12,750	3,708	16,458
補正されなかった款項に係る額		3,770,609		3,770,609
歳 出 合 計		14,560,882	△386,041	14,174,841

議案第 39 号

令和 5 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12, 189 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 455, 333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		377,719	△12,189	365,530
	1 他 会 計 繰 入 金	377,719	△12,189	365,530
補正されなかった款項に係る額		1,089,803		1,089,803
歳 入 合 計		1,467,522	△12,189	1,455,333

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		19,499	△1,465	18,034
	1 総 務 管 理 費	12,528	△1,465	11,063
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1,443,235	△10,724	1,432,511
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,443,235	△10,724	1,432,511
補正されなかった款項に係る額		4,788		4,788
歳 出 合 計		1,467,522	△12,189	1,455,333

議案第 4 0 号

令和 5 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 6 2, 9 5 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 2 0 4, 4 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		3,352,610	△56,153	3,296,457
	1 国 庫 負 担 金	2,361,552	3	2,361,555
	2 国 庫 補 助 金	991,058	△56,156	934,902
4 支 払 基 金 交 付 金		3,570,379	△214,064	3,356,315
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,570,379	△214,064	3,356,315
5 県 支 出 金		1,902,276	△129,833	1,772,443
	1 県 負 担 金	1,809,675	△121,180	1,688,495
	2 県 補 助 金	92,601	△8,653	83,948
6 財 産 収 入		373	8	381
	1 財 産 運 用 収 入	373	8	381
7 繰 入 金		2,207,714	△262,913	1,944,801
	1 他 会 計 繰 入 金	2,009,005	△96,578	1,912,427
	2 基 金 繰 入 金	198,709	△166,335	32,374
補正されなかった款項に係る額		2,834,030		2,834,030
歳 入 合 計		13,867,382	△662,955	13,204,427

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		137,914	△2,574	135,340
	2 徴 収 費	12,315	0	12,315
	4 計 画 策 定 費	10,540	△2,574	7,966
2 保 険 給 付 費		12,834,571	△627,000	12,207,571
	1 介護サービス等諸費	11,800,048	△550,000	11,250,048
	2 介護予防サービス等諸費	171,532	18,000	189,532
	4 高額介護サービス等費	277,942	△20,000	257,942
	5 高額医療合算介護サービス等費	36,028	△5,000	31,028
	6 特定入所者介護サービス等費	536,670	△70,000	466,670
3 地 域 支 援 事 業 費		649,193	△27,830	621,363
	1 介護予防事業費	53,836	△2,800	51,036
	2 包括的支援事業・任意事業費	260,122	△9,135	250,987
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	334,097	△15,895	318,202
4 基 金 積 立 金		5,932	△5,551	381
	1 基 金 積 立 金	5,932	△5,551	381
5 諸 支 出 金		237,772	0	237,772
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	216,476	0	216,476
補正されなかった款項に係る額		2,000		2,000
歳 出 合 計		13,867,382	△662,955	13,204,427

議案第41号

令和5年度大崎市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度大崎市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大崎市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「1,408,647千円」を「1,375,361千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,934,825千円	△48,014千円	3,886,811千円
第1項 営業収益	3,729,085千円	△48,014千円	3,681,071千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,910,604千円	△9,074千円	3,901,530千円
第1項 営業費用	3,710,865千円	△22,529千円	3,688,336千円
第2項 営業外費用	171,239千円	13,455千円	184,694千円

第4条 予算第4条括弧書中「1,106,887千円」を「1,287,685千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	1,210,230千円	△214,084千円	996,146千円
第1項 企業債	839,500千円	△180,000千円	659,500千円
第3項 負担金	146,560千円	△27,184千円	119,376千円
第5項 出資金	56,300千円	△6,900千円	49,400千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,317,117千円	△33,286千円	2,283,831千円
第1項 建設改良費	1,415,961千円	△33,286千円	1,382,675千円

第 5 条 予算第 6 条の表中「598,500」を「455,600」に, 「71,300」を
「54,500」に, 「169,700」を「149,400」に改める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第42号

令和5年度大崎市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度大崎市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号中「1,857,676千円」を「1,605,422千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	4,272,782千円	1,821千円	4,274,603千円
第2項 営業外収益	2,472,618千円	1,821千円	2,474,439千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,655,810千円	10,655千円	4,666,465千円
第1項 営業費用	4,259,111千円	24,277千円	4,283,388千円
第2項 営業外費用	372,752千円	△13,885千円	358,867千円
第3項 特別損失	3,947千円	263千円	4,210千円

第4条 予算第4条括弧書中「1,192,405千円」を「1,203,803千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業資本的収入	3,642,971千円	△262,924千円	3,380,047千円
第 1 項 企業債	2,082,700千円	△233,100千円	1,849,600千円
第 4 項 国県補助金	653,850千円	△47,700千円	606,150千円
第 5 項 負担金及び分担金	49,645千円	16,750千円	66,395千円
第 6 項 固定資産売却代金	0千円	1,126千円	1,126千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業資本的支出	4,835,376千円	△251,526千円	4,583,850千円
第 1 項 建設改良費	1,857,676千円	△252,254千円	1,605,422千円
第 2 項 企業債償還金	2,967,700千円	728千円	2,968,428千円
第 5 条 予算第 6 条の表中「801,500」を「697,700」に, 「5,600」を「0」に, 「202,100」を「87,000」に, 「55,900」を「47,300」に改める。			
第 6 条 予算第 10 条中「1, 401, 647 千円」を「1, 389, 004 千円」に改める。			

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第43号

令和5年度大崎市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度大崎市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度大崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	病院事業収益	26,255,746 千円	322,632 千円	26,578,378 千円
第1項	医業収益	23,730,484 千円	272,621 千円	24,003,105 千円
第2項	医業外収益	2,364,677 千円	50,011 千円	2,414,688 千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	27,497,224 千円	211,933 千円	27,709,157 千円
第1項	医業費用	27,142,297 千円	201,732 千円	27,344,029 千円
第3項	特別損失	19,761 千円	10,201 千円	29,962 千円

第3条 予算第5条の表に次のように加える。

病院機能評価業務委託 (岩出山分院)	自 令和 5年度 至 令和 6年度	2,079
-----------------------	----------------------	-------

第4条 予算第10条中「大崎市一般会計」の次に「及び他の特別会計」を加え、「596,916千円」を「588,092千円」に改める。

第5条 予算第11条中「9,064,078千円」を「9,099,693千円」に改める。

令和6年3月4日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 4 4 号

大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例

大崎市地区集会所条例（平成 1 8 年大崎市条例第 3 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大崎市鹿島台深谷創作館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 4 5 号

大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年大崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中第 1 1 号を削り，第 1 2 号を第 1 1 号とし，同条第 6 項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に，「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 7 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 9 号を第 1 1 号とし，第 8 号を第 1 0 号とし，第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（8） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え，同条第 2 項中「前項に規定する事項」

を「重要事項」に，「同項」を「前項」に改め，同条に次の１項を加える。

３ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第４２条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項中第９号を第１０号とし，第８号を第９号とし，同項第７号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第８号とし，同項第６号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第７号とし，同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第６号とし，同項第４号の次に次の１号を加える。

（５） 第２４条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第４７条第３項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め，同条第４項中第１１号を削り，第１２号を第１１号とし，同条第５項及び第６項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第４８条第１項中「同一敷地内の」及び「。第８３条第１項において同じ」を削る。

第５１条中第７号を第９号とし，第６号を第８号とし，第５号を第７号とし，第４号の次に次の２号を加える。

（５） 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

（６） 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改める。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業

者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「次条、第111条第3項、第112条及び第193条において」を「以下」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第105条を削る。

第106条を第105条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし，第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。

（2） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6

条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 127 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 128 条中「及び第 104 条」を「，第 104 条及び第 106 条」に改める。

第 130 条第 7 項中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とし，同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については，当該規定中「1」とあるのは，「0.9」とする。

(1) 第 149 条において準用する第 106 条に規定する委員会において，利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討

を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

（２） 介護機器を複数種類活用していること。

（３） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

（４） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 1 3 1 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 4 7 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１） 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２） 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認

するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直し

を行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に，「を記録する」を「の記録を行う」に改め，同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に，「を記録する」を「の記録を行う」に改め，同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に，「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め，同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に，「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては，病院に限る。）」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし，第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに

に、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項」を「、第59条の17第1項」に改め、「第4項まで」の次に「及び第106条」を加える。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条「第4項まで」の次に「、第106条」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅に

において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 201 条第 2 項第 3 号及び第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 202 条前段中「、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条」を「及び第 100 条から第 106 条まで」に改め、同条後段中「第 106 条」を「第 105 条」に改める。

（大崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 大崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年大崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第16条中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号

までを２号ずつ繰り下げ、同条第９号の次に次の２号を加える。

（１０） 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（１１） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第４４条第６項の表中「，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第４５条第１項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。），指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・

日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条を削る。

第63条を第62条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の

規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「指定介護予防認知症対応型共同生活」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定

する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 85 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 86 条中「及び第 61 条」を「、第 61 条及び第 63 条」に改める。

(大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年大崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指

定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当てる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の

利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第33号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第15号に規定する」を「第32条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第19号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号

中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第4号の規定による記録

第32条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「第32条第28号」を「第32条第30号」に改める。

(大崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 大崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年大崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える

第3条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成

された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り，同条第8項を同条第9項とし，同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め，同項第1号中「第4項各号」を「第5号各号」に改め，同項を同条第8項とし，同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項を同条第6項とし，同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。

第14条第31号を同条第33号とし，同条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め，同号を同条第32号とし，同条中第29号を第3

1号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利

用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（４） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第２３条第１項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第３０条第２項第１号中「第１４条第１３号」を「第１４条第１５号」に改め、同項第２号イ中「第１４条第７号」を「第１４条第９号」に改め、同号ウ中「第１４条第９号」を「第１４条第１１号」に改め、同号エ中「第１４条第１５号」を「第１４条第１７号」に改め、同項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３） 第１４条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第３２条第１項中「第１４条第２７号」を「第１４条第２９号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の大崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の大崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の大崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第23条第3項（同条例第34条において準用する場合を含む。）及び第4条の規定による改正後の大崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域

密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 4 6 号

大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 8 年大崎市条例第 2 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「単身赴任手当」の次に「，在宅勤務等手当」を加える。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務等手当）

第 1 0 条の 2 住居その他これに準ずるものとして管理者が別に定める場所において，正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを，管理者が別に定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員には，在宅勤務等手当を支給する。

第 3 0 条中「，第 1 8 条及び第 2 0 条」を「及び第 1 8 条」に改める。

第 3 1 条中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志